

入 札 公 告

条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和８年（２０２６年）７月３１日

下関市長 前 田 晋太郎

記

- 1 業 務 名 下関市立図書館特定建築物定期点検業務
- 2 業務内容 別紙１仕様書のとおり
- 3 契約の期間 契約締結日から令和９年３月１９日まで
- 4 入札条件
 - （１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。
 - （２）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつ、その取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。
 - （３）この公告の日から本業務の入札の日までの間に、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
 - （４）審査基準日において、「下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿」及び「下関市建設工事等競争入札参加有資格者名簿の建築コンサルタント」に登録されており、かつ、下関市内に本社があること。
 - （５）本業務に必要な点検資格者を直接雇用していること。
- 5 契約条項を示す場所
下関市教育委員会中央図書館、下関市ホームページ上
告示の日から令和８年８月１２日（水）１５時まで
- 6 申請方法
入札参加資格確認申請書（様式１）を下関市教育委員会中央図書館に郵送（書留郵便物に限る。申請書提出期限までに必着のこと。）又は持参し提出する

こと。(8月10日(月)は休館日のため、8月10日(月)に持参する場合は8(4)の問合せ先に連絡すること。)

入札保証金の納付の免除を受けようとする者は、下関市契約規則第6条に定める入札保証金の免除に係る書類(10入札保証金参照)を提出すること。

7 申請書の提出期限

(1) 申請書提出期限 令和8年8月12日(水) 15時まで

(2) 提出先

〒750-0016 下関市細江町三丁目1番1号 下関市生涯学習プラザ内
下関市教育委員会中央図書館

(3) 審査結果

入札参加資格確認通知書により、ファクシミリにて通知する。

承認の通知を受けたものは、入札参加資格があるものとする。

8 質問の方法

(1) 本業務に関する質問は、ファクシミリによること。

(2) 質問期限 令和8年8月7日(金) 10時までとする

(3) 回 答 後日速やかに質問書提出者のみに、回答する。

(4) 問合せ先 下関市教育委員会中央図書館

TEL: 083-233-1172、FAX: 083-233-1173

9 入札日時等

(1) 入札日時 令和8年8月19日(水) 午前11時00分から

(2) 入札場所 下関市細江町三丁目1番1号

下関市生涯学習プラザ4階 中央図書館内 多目的室

(3) 入札方法 入札書(様式2)を上記入札場所に持参すること。

(郵便による入札は認めない。)

また、入札額は、消費税及び地方消費税相当額を含まない委託料の総額を記載すること。

最も低い金額を入札した者を落札者とする。なお不調の場合を考慮して、入札回数は初回を含め3回までとする。

10 入札保証金

下関市契約規則による。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。なお、参加希望者が、次のいずれかに係る書類を提出した場合には、入札保証金を免除する。

- (1) 保険会社と契約した、下関市を被保険者とする入札保証保険契約書の写し。
- (2) 令和6年6月以降に国又は地方公共団体その他公共団体と締結した同種業務の契約書の写し。(2件以上。契約日、相手方、同種業務の内容が確認可能な部分のみで可。)
- (3) その他、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる書類。
(令和6年6月以降、民間での同種業務が2件以上あり、その履行等が確認できる書類。)

1.1 その他

- (1) 代理人をして入札させるときは、委任状(様式3)を代理人に持参させなければならない。
- (2) 次に掲げるもののいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - ア 入札に参加する資格のない者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札
 - イ 入札者の記名押印のないもの又は住所の記載がない入札書によりなされた入札
 - ウ 明瞭でない入札書又は入札金額の判読できない入札書によりなされた入札
 - エ 無権代理人又は1人で2人以上の代理をした者がしたもの
 - オ 入札保証金の納付がないもの又は入札保証金が不足するものを行った入札
- (3) 入札書等の契約に関する書類の作成に当たっては、消せるボールペンは使用しないこと。
- (4) 落札者が、契約までに入札参加資格を満たさなくなったとき、又は指名停止措置を受けたときは、落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。
- (5) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、入札を中止し、または延期する場合がある。
- (6) 入札参加者が入札までに入札条件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。
- (7) 入札参加資格確認申請に係る費用は全て申請者の負担とする。なお、入札参加資格の有無に関わらず、申請書類等は返還しない。
- (8) 入札会場への入場は、1名までとする。
- (9) 本業務において得た入札参加資格は、本公告に定められた入札期日をもって、その効力を失う。